⑹　［略］

⑺　株式等の状況

第五号様式記載上の注意⑯から㉒までに準じて記載すること。ただし、提出会社が既に提出された有価証券届出書又は前事業年度の有価証券報告書に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条第３号及び第４号に掲げる事項に準ずる内容を記載した場合であって、当中間会計期間においてその内容に変更があったときは、その旨及び当該変更の内容を記載することができる。

［⑻～⑼　略］

⑽　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

ａ　［略］

ｂ　当中間会計期間において、提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

ⓙ　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

ⓚ　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

ⓛ　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

ⓜ　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の５の３第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）

ⓝ　１株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第５項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）

ⓞ　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

ⓟ　営業活動によるキャッシュ・フロー

ⓠ　投資活動によるキャッシュ・フロー

ⓡ　財務活動によるキャッシュ・フロー

ⓢ　現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

ⓣ　従業員数

ｂ　「５　従業員の状況」において、提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ(ｔ)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

⑹　［同左］

⑺　［同左］

第五号様式記載上の注意⑯から㉒までに準じて記載すること。

［⑻～⑼　同左］

⑽　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　当中間会計期間において、提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。